**ひだかブランドロゴマーク使用基準**

　日高広域観光振興協議会（以下「協議会」という。）において制作したひだかブランドロ

ゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の適正な使用とその普及促進を図るため、次のと

おり使用基準を定める。

（ロゴマークの使用目的）

第１条　ロゴマークは、ひだかブランドのシンボルとして広報媒体等に広く使用すること

により、その認知度向上及びイメージアップを図るとともに、ひだかブランド及び関連

商品のブランド化を推進することを目的とする。

（ロゴマークに関する権利）

第２条　ロゴマークに関する一切の権利は、協議会に帰属する。

（ロゴマークの使用）

第３条　ロゴマークを使用できる者は以下のとおりとする。

（１）協議会会員

（２）新聞、テレビ、雑誌等への掲載を目的とするメディア関係者

（３）ひだかブランド取扱者及び関連商品事業者

（４）その他、協議会が承認した者

（使用の申請）

第４条　前条（３）及び（４）は、あらかじめ「ひだかブランドロゴマーク使用申請書（別

記第１号様式）」（以下「申請書」という。）を提出し、協議会の承認を受けなければなら

ない。

（使用基準）

第５条　前条の規定による申請があった場合、その内容が次の号のいずれかに該当する場

合は、ロゴマークの使用を承認しないものとする。

（１）ひだかブランドのイメージ及び価値を害する恐れがある場合

（２）消費者の利益を害する恐れがある場合

（３）特定の政治活動や宗教活動を助長する恐れがある場合

（４）法令や公序良俗に反すると認められるもの

（５）申請者が、暴力団体（暴力団員により不当な行為の防止等に関する法律（平成３年

法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第６号に

規定する暴力団員という。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

である場合

（６）前各号に掲げる事項のほか、第１条に規定するロゴマークの目的に反すると認めら

れる場合

（使用の承認）

第６条　第４条の規定に基づく申請があった場合には、第５条の使用基準に基づいてロゴ

マークの使用の可否を判断し、使用を承認する場合には、ひだかブランドロゴマーク使

用承認書（別記第２号様式）を交付する。

（使用の範囲）

第７条　ロゴマークの使用は、次の範囲とし、使用にあたってはひだかブランドの価値を

高めるよう努めるものとする。

（１）ひだかブランドの標識、看板、パネル、ポスター、パンフレット、チラシ、広報誌、封筒、横断幕、のぼり旗、ホームページ、ポストカード、カレンダー、ステッカー、名刺、ユニフォーム等の媒体

（２）その他、ひだかブランドの周知に効果的であると見込まれる媒体

（遵守事項）

第８条

（１）使用の承認を受けた内容のみに利用すること。

（２）使用承認を受けた権利を譲渡又は転貸しないこと。

（商標登録等）

第９条　使用者は、ロゴマーク及びロゴマークを含む商標及び模様について、商標登録及

び意匠登録してはならない。

（改善の指示）

第１０条　事務局は、使用者が使用基準を遵守せずにロゴマークを使用している場合は、

承認後にあっても使用者に改善を指示することができる。

（使用承認の取り消し）

第１１条　前条の改善指示に従わない場合は、事務局はロゴマークの使用承認を取り消すことができる。

（問題への対処）

第１２条　ロゴマークの使用に起因する問題が起こった場合は、協議会及び協議会を構成

する団体は一切の責任を負わない。また、問題が発生した際には、速やかに事務局に報

告するとともに、対策を講じなければならないものとする。

（使用の責務）

第１３条　使用者は、信義に従い、誠実にこの使用基準を履行しなければならない。

（その他）

第１４条　ロゴマークの使用に関し、必要な事項は、この使用基準に定めるもののほか、

協議会長が別に定める。

附則

この使用基準は、令和２年８月１８日から適用する。